

(別紙1)

平成12年8月3日

金融再生委員会

金融庁

異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方

1. 最近、事業会社等の異業種による銀行業参入の動きや、コンビニ等の店舗網にATMを設置し、主に決済サービスの提供を行う業務形態、更には店舗網を持たずインターネット上でのみサービスの提供を行う業務形態等、従来の伝統的な銀行業にはない新たな形態の銀行を設立する動きが見受けられる。こうした動きは、金融技術の革新、競争の促進等を通じて、我が国金融の活性化や利用者利便の向上等に寄与する可能性がある。
2. 他方、こうした新たな形態の銀行業については、子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点、事業親会社等の事業リスクの遮断の観点、事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護の観点、資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点、有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護の観点等、従来の伝統的な銀行業においては想定していなかった様々な観点からの問題が考えられる。これらの問題は、銀行の資本形態や業務形態・店舗形態の面で従来にない新たな形態が出現したことに伴い生じた問題であり、銀行法上要請されている銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、改めて検討する必要がある。
3. 金融再生委員会・金融庁としては、以上のような基本的な考え方の下、こうした新たな形態の銀行業に対する現行法令下での免許審査・監督上の対応について、パブリック・コメントに付した上で、別添の通り、運用上の指針を策定した。
もとより、新規に参入する銀行においても、決済機能や金融仲介機能の担い手として、通常の銀行と同様、十分な財産的基礎、適格な人的構成、内部管理体制等が求められることになる。今後、これらの点も含め、本指針を踏まえ、免許審査や免許後の監督において十分なチェックが行われることになる。

4．また、本指針は、あくまでも現時点で想定し得る主な問題点に対する基本的な対応方針を示したものであり、急速に進む金融技術の革新やイノベーション等により、今後とも新たな形態の銀行が出現することが予想され、その際には、別途の検討が必要となる場合もあり得ると考えられる。

5．なお、最後に付言すれば、現行法令上、免許付与後、銀行の主要株主の変更を事前に把握し、銀行の健全性確保に支障をもたらすような不適格な株主を排除する権限は、監督当局に付与されていない。そこで、いわゆるバーゼル・コア・プリンシプルの要請や主要先進国の制度等を踏まえ、銀行の健全性確保の観点から、既存銀行の買収その他の場合において、銀行の健全性に支障をもたらすような不適格な主要株主を把握し、これを排除し得る権限を監督当局に付与すること等について、今後、金融審議会等において早急に検討を開始することとする。

また、銀行の他業禁止の緩和等業務範囲の拡大、更には株式保有制限の在り方等、異業種の銀行業参入問題とは裏腹の関係にある規制緩和の問題についても、関係各方面の理解を得つつ、本年3月末に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画（再改定）」などを勘案し、金融審議会等において検討を行い、着実に規制緩和を推進することとする。

（注）バーゼル銀行監督委員会による「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」

（1997年9月）においては、各国の金融監督当局が銀行を監督するにあたり適用すべき最低限の基準として、以下の原則を掲げている。

原則3：免許付与当局は、免許付与の基準を設定し、一定の基準に満たない企業の申請を却下する権限を有していなければならない。免許付与のプロセスでは、最低限、銀行の株主構造、取締役・・・（略）・・・に対する評価を行わなければならない。

原則4：銀行監督当局は、現存の銀行に対する主要な所有権や支配力を他の主体に移譲させる提案を点検し、棄却する権限を持っていなければならない。